

志木市国民健康保険条例の一部改正

＜改正内容＞

被用者保険が国民健康保険に対して多大な拠出金を負担していることに鑑み、国民健康保険運営協議会委員に新たに被用者保険を代表する者（2名）を加える。（国民健康保険法施行令第3条第4項）

※改正後の構成

- ・被保険者代表 4名（必置）
- ・保険医等代表 4名（必置）
- ・公益代表 4名（必置）
- ・被用者保険代表 2名（任意）

※被用者保険代表の人数は、必置の各区分の人数を超えないこととされている。

※委員は、協会けんぽ埼玉支部等に選出依頼予定

※県の国保運協は、被用者保険代表は必置

＜施行期日＞

令和7年1月1日

※現委員の改選タイミングに合わせる。（任期3年：国保法施行令第4条）

＜県内の状況＞

被用者保険代表を置いている市町

さいたま、川越、熊谷、秩父、所沢、本庄、春日部、狭山、鴻巣、深谷、上尾、草加、越谷、戸田、入間、朝霞、新座、桶川、久喜、北本、富士見、三郷、白岡、小川

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 (一部負担金) 第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、法第42条第1項に規定する一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	(国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (一部負担金) 第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項に規定する一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。